二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県臼杵市大字大泊字宇土尻八五の一(次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び臼杵市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県佐伯市直川大字赤木字中ツル一二七五、字一ノ口一三二〇(次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県大分市大字木佐上字西田七九二(次の図に示す部分に限る。)、八一三、八一四・八一九の一・八二二の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、臼杵市大字野田字谷山一七〇九の四六、一七〇九の四七、一七〇九の五九から一七〇九の六六まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字西田七九二、八一三・八一四・八二二の一・字谷山一七〇九の四七・一七〇九の六〇から一七〇九の六二まで(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　大分県中津市耶馬溪町大字深耶馬字平七ケ尾一一九九の一・一一九九の二・一一九九の四・一一九九の五・一一九九の七(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百七十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡若桜町大字浅見字垣ノ内二〇三、二〇五から二〇七まで、二〇七の一、二〇九、二〇九の二、二〇九の四、字カナチ七三一の二、字上河原七三九の一、七三九の二、字大平七八二の二、七八二の四
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百八十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　滋賀県高島市今津町杉山字下藤谷三七六・三八一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件　立木の伐採を禁止する。
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県庁及び高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第百八十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月二十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　滋賀県高島市朽木古屋字西山二四七(次の図に示す部分に限る。)、二四八から二五一まで、東近江市杠葉尾町字舞臺谷二一、二二、犬上郡多賀町大字萱原字下山二の一・四の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字西山二四七、二五一・字舞臺谷二一・二二・字下山二の一・四の一(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁並びに関係市役所及び多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)